

◎新潟県告示第335号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前																																																	
<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ銀行 新潟支店</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟県信用組合の県内全店舗</td> <td>新潟市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三條信用組合 〃</td> <td>三条市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟県信用農業協同組合連合会 <u>本店</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>新潟県信用漁業協同組合連合会 <u>本店</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>新潟市農業協同組合の県内全店舗 (農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第6項に掲げる事業を行う店舗に限る。)</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)	(略)	三菱UFJ銀行 新潟支店	〃	(略)	(略)	新潟県信用組合の県内全店舗	新潟市	(略)	(略)	三條信用組合 〃	三条市	(略)	(略)	新潟県信用農業協同組合連合会 <u>本店</u>	〃	新潟県信用漁業協同組合連合会 <u>本店</u>	〃	新潟市農業協同組合の県内全店舗 (農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第6項に掲げる事業を行う店舗に限る。)	〃	(略)	(略)	<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三菱<u>東京</u>UFJ銀行 新潟支店</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟<u>県</u>信用組合の県内全店舗</td> <td>新潟市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三<u>条</u>信用組合 〃</td> <td>三条市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新潟県信用農業協同組合連合会 <u>〃</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>新潟県信用漁業協同組合連合会 <u>〃</u></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>新潟市農業協同組合 <u>〃</u> (農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第6項に掲げる事業を行う店舗に限る。)</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)	(略)	三菱 <u>東京</u> UFJ銀行 新潟支店	〃	(略)	(略)	新潟 <u>県</u> 信用組合の県内全店舗	新潟市	(略)	(略)	三 <u>条</u> 信用組合 〃	三条市	(略)	(略)	新潟県信用農業協同組合連合会 <u>〃</u>	〃	新潟県信用漁業協同組合連合会 <u>〃</u>	〃	新潟市農業協同組合 <u>〃</u> (農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第6項に掲げる事業を行う店舗に限る。)	〃	(略)	(略)
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																																																		
(略)	(略)																																																		
三菱UFJ銀行 新潟支店	〃																																																		
(略)	(略)																																																		
新潟県信用組合の県内全店舗	新潟市																																																		
(略)	(略)																																																		
三條信用組合 〃	三条市																																																		
(略)	(略)																																																		
新潟県信用農業協同組合連合会 <u>本店</u>	〃																																																		
新潟県信用漁業協同組合連合会 <u>本店</u>	〃																																																		
新潟市農業協同組合の県内全店舗 (農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第6項に掲げる事業を行う店舗に限る。)	〃																																																		
(略)	(略)																																																		
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																																																		
(略)	(略)																																																		
三菱 <u>東京</u> UFJ銀行 新潟支店	〃																																																		
(略)	(略)																																																		
新潟 <u>県</u> 信用組合の県内全店舗	新潟市																																																		
(略)	(略)																																																		
三 <u>条</u> 信用組合 〃	三条市																																																		
(略)	(略)																																																		
新潟県信用農業協同組合連合会 <u>〃</u>	〃																																																		
新潟県信用漁業協同組合連合会 <u>〃</u>	〃																																																		
新潟市農業協同組合 <u>〃</u> (農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第6項に掲げる事業を行う店舗に限る。)	〃																																																		
(略)	(略)																																																		
<p>4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。） (1) (略) (2) 取り扱う収納の事務の範囲 ア (略) イ 自動車税（新規登録時）、自動車取得税、自動車保管場所証明申請手数料（車庫証明）及び保管場所標章交付手数料の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した場合に限る。）</p>		<p>4 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。） (1) (略) (2) 取り扱う収納の事務の範囲 ア (略) イ 自動車税（新規登録時）、自動車取得税、自動車保管場所証明申請手数料（車庫証明）及び保管場所標章交付 <u>(再交付)</u> 手数料の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した場合に限る。）</p>																																																	